



In depth

A look at current financial reporting issues

2022年3月4日
No. 2022-03

IFRS第17号:2023年度の期末財務諸表以前の開示(IAS第8号およびIAS第34号に基づく検討事項)

要点

2023年度の期末財務諸表にIFRS第17号を適用する前に、多くの保険会社は、2022年度の期中財務諸表、2022年度の期末財務諸表におけるIAS第8号に基づく開示、およびその後に2023年度の期中財務諸表を作成することになります。投資家、規制当局およびその他の利害関係者は、これらの開示に注目しています。本資料は、2023年度の期末財務諸表に先立って保険会社が行う開示に関連するであろう、さまざまな検討事項について、IAS第8号とIAS第34号の両方の要求事項を考慮することにより、保険会社に役立つ情報を提供することを目的としています。

背景

IFRS第17号は、2023年1月1日以降に開始する事業年度から強制適用されます。一部の保険会社は、IFRS第17号の初度適用と同時にIFRS第9号を適用することになります。PwCが公表した「[IFRS 17, Insurance Contracts \(as amended in June 2020\): An illustration](#)」(英語のみ)では、架空の総合保険グループのIFRS第17号およびIFRS第9号への移行を伴う年次財務諸表のひな型を提供しています。

現在まで、大半の開示プロジェクトは、当然のことながら、IFRS第17号およびIFRS第9号に基づく最初の年次財務諸表に含まれるであろう包括的な開示に焦点を当てています。12月決算の保険会社の大半は、IFRS第17号に基づく最初の財務諸表を2023年12月31日に終了する事業年度に発行することになります。

ただし、IFRS第17号およびIFRS第9号を適用した最初の年次財務諸表を公表する前に、多くの保険会社は、以下を実施することになります。

- IAS第34号を適用した、IFRS第4号およびIAS第39号に基づく期中財務諸表を2022年度中に発行する。
- 2023年12月31日に終了する事業年度の前に、IAS第8号に基づく開示を行う。

- IAS第34号を適用した、IFRS第9号およびIFRS第17号に基づく期中財務諸表を2023年度中¹に発行する。

一部の保険会社は、年次財務諸表または期中財務諸表の他に、財務諸表利用者が今後受け取るIFRS第17号およびIFRS第9号に基づく財務情報をより良く理解できるようにするために、移行に関する文書を発行することも計画しています。

保険会社は、IFRS第17号およびIFRS第9号に関連する適用上の課題に重点を置けていますが、IAS第8号およびIAS第34号に基づく報告にも適切な注意を払うことが重要です。

2023年度に先立つ期末財務報告は、投資家、規制当局、その他の主要な利害関係者から多くの関心を集める可能性があります。したがって、保険会社は、IFRS第17号およびIFRS第9号に基づく新しい世界について、財務諸表利用者の理解を支援するためのキー・メッセージを明確に伝えることが重要です。また、保険会社は、IFRS第17号の適用初年度の年次財務諸表において、2023年度の期末前の年次報告とその後公表されるものとの不整合、およびIAS第8号の開示要求事項に準拠するために移行年度の前に公表された情報との不整合の回避を望んでいます。

この点、保険会社は、例えば、MD&A(経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析)のセクション等、財務諸表以外での開示およびIFRS第17号の報告が、例えばソルベンシーII等の規制上の報告とどのように比較されるかを説明することを望む可能性もあります。

本資料は、保険会社がIAS第8号およびIAS第34号の報告を作成する際に関連する、さまざまな検討事項を踏まえて役立つ情報を提供することを目的としています。

2022年度の期中財務諸表における開示

IAS第34号は、「公表はされているが未発効の新しいIFRS」について、最新の年次財務諸表で提供された情報の更新に関する開示を特に要求していませんが、保険会社は、2022年度の期中財務諸表において、IFRS第17号およびIFRS第9号の適用の進捗状況を開示するために、これが財務諸表利用者にとって有用な情報を提供するかどうかを検討しなければなりません。

これは実務上何を意味するか

保険会社は、IFRS第17号およびIFRS第9号への移行により重要な影響が生じると見込まれ、2022年度の期中財務諸表の作成時において、2021年度の年次財務諸表の作成時には入手可能でなかった信頼性のある定量的情報を有している場合には、IFRS第17号およびIFRS第9号への移行の影響に関する定量的情報を提供する可能性があります。

2022年度の年次財務諸表における開示

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第30項および第31項では、まだ適用されていない新しい会計基準について予想される影響に関する開示要求事項を詳述しています。IAS第8号は、特に、IFRS第17号の適用が適用初年度における保険会社の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知のまたは合理的に見積り可能な情報を開示することを要求しています。

IAS第8号の要求事項を参考に、予想されるIFRS第17号の影響の開示にあたって保険会社が考慮すべき事項について、PwCの実務的な提案を以下に示します。

注意事項: 以下の実務的な提案は、保険会社がIFRS第17号および第9号の影響を開示する必要性に対処する方法を示す一つの指針です。開示は企業に固有のものでなければならず、個々の保険会社は、それぞれに固有の事実および状況に基づき、どのような開示がIAS第8号の要求事項および規制当局の期待に最も合致するかを検討する必要があります。

- IFRS第17号「保険契約」が未適用である旨、2023年1月1日に開始する年次報告期間に適用される旨、およびIFRS第17号の適用開始予定日の開示。
- IFRS第9号「金融商品」が未適用である旨、一時的免除を受けた保険会社に2023年1月1日に開始する年次報告期間に適用される旨、およびIFRS第9号の適用開始予定日の開示。

¹ 本資料は、保険会社が2023年12月31日に終了する会計年度に、同時にIFRS第17号およびIFRS第9号へ移行することを前提としています。

- 企業の**新基準適用プロジェクトの体制および状況に関する情報**。
- **すでに決定されている場合には、会計方針の変更予定(会計方針の選択を含む)および、免除規定が適用予定であるかどうかについての記述**。
- **すでに決定されている場合には、IFRS第17号のいずれの移行アプローチが採用される予定かについての記述(IFRS第9号の分類上書きが適用されるかどうかを含む)、およびIFRS第17号の修正遡及アプローチが適用される予定である場合には使用される修正についての記述**。
- **すでに検討および決定されている場合には、重要な判断および見積りに関する記述**。
- **既知または合理的に見積り可能である場合には、予想される影響の定量的情報(移行アプローチに応じて、資産、負債、期首利益剰余金の調整額に関する修正再表示、あるいは初度適用時における資産、負債、収益、費用の変更)**。
- (調整後利益等の)代替的業績指標(APM)が投資家によって使用されており、そのようなAPMにIFRS第17号が**重大な影響を与えると予想される場合**で、当該情報が既知または合理的に見積り可能である場合には、その影響の定量的な見積り(または定性的な説明)。

これは実務上何を意味するか

IFRS第17号の適用に関してIAS第8号に基づく開示を検討している企業は、以下の事項を考慮しなければなりません。

- IFRS第17号およびIFRS第9号の適用の進捗に応じて、その影響に関する情報が既知のものとなる、またはより合理的な見積りが可能になるため、保険会社は、財務諸表におけるIFRS第17号およびIFRS第9号の適用について、各社に固有の定性的および定量的な情報が次第に提供可能となるはずである。
- 企業は、例えば発行された公式の文書等を通じて、規制当局が2022年度の年次財務諸表の開示に関連して有する可能性のある期待を考慮しなければならない。
- また、財務諸表利用者のニーズおよび期待にも留意し、情報が既知のまたは合理的に見積り可能である場合、目的適合性および透明性の高い情報の提供に努めなければならない。

2023年度の期中財務諸表において、IFRS第17号の適用初年度に適用されるガイダンスはどのようなものか

他の新しい会計基準とは異なり、IFRS第17号およびIFRS第9号は、特定の新たな期中開示要求事項の導入を目的としたIAS第34号「期中財務報告」の修正を行っていません²。したがって、IAS第34号に基づいて作成される期中財務報告に対する主要な要求事項は、[IAS第34号第16A項\(a\)](#)における一般的な要求事項となります。同項は、企業は、「**期中財務諸表において直近の年次財務諸表と同じ会計方針と計算方法を採用している旨、又は、それらを変更している場合には、その変更の内容及び影響の説明**」を記載しなければならないと述べています。[IAS第34号第6項](#)も「**期中財務報告書は、最近の完全な1組の年次財務諸表の内容を更新しようとするものである。したがって、それは新しい事業活動、事象、環境に焦点を当て、すでに報告した情報を反復することはしない**」と述べています。

移行に関する文書

IFRS基準は、保険会社が任意で作成する移行に関する文書の性質および内容についての具体的な指針を規定していません。しかし、保険会社は、IAS第34号に基づく期中財務報告と同様の検討事項を適用することができます。さらに、移行に関する文書の目的は、通常、新たな開示の一部を早期に提供し、そのような開示を行わなければ年次財務諸表が公表されるまで(最大1年後まで)見ることのできない移行の影響について継続的な影響とともに説明することです。したがって、そのような開示は、新たな開示の一部であるか、あるいは年次報告書で提供されるであろう開示と整合している場合に最も有用なものとなります。

一部の法域では、期中財務報告および(または)移行に関する文書に関して考慮すべき現地の規則も存在する可能性があります。これには、上場規程、証券取引法、またはその他の規制上の要求事項が含まれる場合があります。

² IFRS第17号B137項は、企業に対し、IFRS第17号をその後の期中財務諸表および事業年度において適用する際に、過去の期中財務諸表において行った会計上の見積りの取扱いを変更すべきかどうかについて、会計方針の選択を認めている。本資料では、この修正について検討していない。

IAS第34号の考慮において、実務上意味するものは何か

規範的な要求事項は存在しないため、IAS第34号に基づく期中財務報告のための開示の作成にあたっては、保険会社による判断が必要となります。

開示の適切な範囲の評価において、多くの要因、例えば、規制当局が適切であるとする開示の範囲および性質について有している期待が関連する可能性があります。さらに、開示の範囲は、IFRS第17号およびIFRS第9号の適用による影響がバランスの取れたものにしなければなりません。例えば、IFRS第17号およびIFRS第9号の適用の影響が金額的に重大ではない、または影響を受ける財務諸表の勘定科目が少数に限られているような場合には、広範囲の開示は必要とされない可能性があります。適切な開示の範囲を検討するには、IFRS第17号およびIFRS第9号が将来に及ぼす可能性のある影響、ならびに初度適用が期首利益剰余金に与える影響を考慮しなければなりません。

PwCは、一般的に、IAS第34号の要求事項は以下の情報の開示によって満たすことができると期待しています。

- IFRS第17号およびIFRS第9号に関連する新しい会計方針
- 重要な会計上の判断
- 使用した移行アプローチおよびその影響

これらの項目について、以下に詳述します。

- **新しい会計方針**: 保険会社は、IFRS第17号およびIFRS第9号で要求される新しい会計方針について、最初の期中財務報告に記載しなければなりません。これらの方針は、それ以前の財務諸表や期中報告書には開示されていません。IFRS第17号に関連する会計方針には以下が含まれる可能性があります、これらに限定されるものではありません(括弧内は「[IFRS 17, Insurance Contracts \(as amended in June 2020\): An illustration](#)」(英語のみ)の参照頁番号)。
 - 保険契約に適用される集約レベル(p.24)
 - 割引率の決定方法(p.54)
 - 保険金融収益または費用の認識および測定方法(p.43)
 - リスク軽減オプションの適用(p.33)
 - 契約上のサービス・マージンの調整の会計処理(p.35)

IFRS第9号に関連する例には、以下の項目が含まれる可能性があります(括弧内は「[IFRS 17, Insurance Contracts \(as amended in June 2020\): An illustration](#)」(英語のみ)の参照頁番号)。

- 低い信用リスクに関する免除規定が適用されているか(p.121)
- 資本性金融商品に対する投資についてその他の包括利益を通じて公正価値での測定が選択されているか(p.104)
- 信用リスクの著しい増大または信用減損を示す指標として、30日超または90日超の「期日経過」の推定が反証されているか³
- 比較情報の金額の修正再表示または分類上書きが適用される予定か⁴
- **重要な会計上の判断**: 財務諸表利用者が注目するのは、当然ながら、IFRS第17号の適用に際して最も重要であり、最大の判断が必要となる領域です。開示例には以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません(括弧内は「[IFRS 17, Insurance Contracts \(as amended in June 2020\): An illustration](#)」(英語のみ)の参照頁番号)。
 - リスク調整の算定に関する判断(p.58)
 - 変動手数料アプローチの適格性または保険料配分アプローチの適格性に関する判断(p.23、p.37)

³ 「[IFRS 17, Insurance Contracts \(as amended in June 2020\): An illustration](#)」(英語のみ)においては、推定は反証されていない。119、121ページで開示されている方針を参照。

⁴ 「[IFRS 17, Insurance Contracts \(as amended in June 2020\): An illustration](#)」(英語のみ)は、移行後2年目に要求される開示であり、したがって、分類上書きの影響を受けない。

らp.38)

- カバー単位の決定に関する判断(p.35)
- 契約の境界線の決定に関する判断(p.24)
- **移行アプローチ**:IFRS第17号には移行について複雑な要求事項があり、保険会社は、異なるアプローチの中から選択することができます。また、保険会社は、修正遡及アプローチが適用される場合、認められた修正のいくつかの適用方法について、判断を適用する必要があります。

移行アプローチの選択および移行アプローチの適用に必要な判断の適用は、移行日における契約上のサービス・マージンの算定に影響を与えます。移行時における契約上のサービス・マージンは、財務諸表、特に、保険契約の測定および以後の期間に認識される保険契約に関する収益および利益に長期的な影響を及ぼす可能性があります。したがって、保険会社が適用する移行アプローチおよびそのアプローチが財務諸表に与える影響の両方を説明することは、有用な情報となります。詳しいガイダンスについては、[In the Spotlight「IFRS第17号「保険契約」に関するよくある質問\(FAQ\)」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

例えば、以下のような開示項目が含まれる可能性があります、これらに限定されるものではありません。

- 識別された保険契約および再保険契約のグループの概要、および各グループに適用された移行アプローチ(すなわち、完全遡及アプローチ、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチ)の概要。
- 移行時に認識された契約上のサービス・マージンの価値、およびこれが将来に及ぼす影響(例えば、移行時の有効契約に関するカバー期間の終了時点の開示は、財務諸表利用者にとって有用なものとなる可能性があります)。
- 遡及適用の実行可能性をめぐる判断、およびその評価がどのように行われたかの開示。
- その他の関連する開示—財務諸表利用者が移行時の影響、その影響の理由、および将来の財務諸表に影響を及ぼす主要な判断について理解するために必要となる、上記で議論されていないその他の側面について、適切な開示が行われるべきである。

IAS第34号に基づく財務報告に関連する可能性のあるその他の要因

IAS第34号に基づく期中財務報告の開示を作成する際には、関連する可能性のある他の多くの要素があります。以下では、これらについて説明します。また、保険会社が開示を作成する際には、投資家やアナリストと連携して彼らの見解を考慮に入れるようにすることも有用です。

開示の首尾一貫性:保険会社は、期中財務諸表で提供される開示が、IFRS第17号およびIFRS第9号の適用後の最初の年次財務諸表で提供される開示と整合的であるようにしなければなりません。例えば、IAS第34号に基づく期中財務報告のための開示はあまり詳細ではない可能性があります、保険契約を商品種類別に細分化するなどの方法で、年次財務諸表における情報の表示方法と整合させるべきです。

独立した文書:IAS第34号に基づく期中財務報告は、通常、過去に報告された年次財務諸表とあわせて読まれます。IFRS第17号およびIFRS第9号の適用を考慮すると、過去の年次財務諸表に依拠できなくなるため、保険会社は、IAS第34号に基づく期中財務報告が、関連するすべての会計方針および前年度の年次財務諸表以降に適用された財政状態の重要な変更について財務諸表利用者が理解することを可能にするのに十分な情報を提供できるようにする必要があります。

期中財務報告書における新基準に関する開示の削減を検討している保険会社は、2023年度中のその後の期中期間において、関連する証券規制当局の見解を考慮し、少なくとも、会計方針の変更の内容およびその影響を説明する開示を行い、その後の各期中期間において定量的開示が更新されるようにすべきです。

その他の関連する検討事項:IFRS第17号の影響により、主要な業績指標やその他の類似する指標(財務制限条項や営業利益率等)に重大な変動が生じた場合、財務諸表利用者がそれらの指標がどのように変動したか理解するのに役立つように、その説明と定量化を行うことが有用です。例えば、影響が重大であると予想される場合、保険会社は、その影響の性質を説明し、IAS第39号およびIFRS第4号に基づく会計原則および測定区分と比較した場合の変更およびその主要な要因を財務諸表利用者が理解できるようにする可能性があります。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.